

(表1)軽度者に対する福祉用具貸与の判断について

No.	対象外種目	厚生労働大臣が定める告示に該当する対象者	対象者に該当する基本調査の結果
1	車いす及び車いす付属品	● 次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に歩行が困難な者	1-7"歩行"「3.できない」
		(2) 日常生活範囲における移動の支援が特に必要と認められる者	※該当する基本調査結果なしのため下記参照
2	特殊寝台及び特殊寝台付属品	● 次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に起き上がりが困難な者	1-4"起き上がり"「3.できない」
		(2) 日常的に寝返りが困難な者	1-3"寝返り"「3.できない」
3	床ずれ防止用具及び体位変換器	● 日常的に寝返りが困難な者	1-3"寝返り"「3.できない」
4	認知症老人徘徊感知機器	● 次のいずれにも該当する者	
		(1) 意見の伝達、介護を行う者への反応、記憶又は理解に支障がある者	3-1"意思の伝達"「1.調査対象者が意見を他者に伝達できる」以外 又は 3-2"毎日の日課を理解"～3-7"場所の理解"のいずれかが「2.できない」又は 3-8"徘徊"～4-15"話がまとまらない"のいずれか「1.ない」以外 その他主治医意見書において、認知症の症状がある旨が記載されている場合も含む
		(2) 移動において全介助を必要としない者	2-2"移動"「4.全介助」以外
5	移動用リフト(つり具の部分を除く)	● 次のいずれかに該当する者	
		(1) 日常的に立ち上がりが困難な者	1-8"立ち上がり"「3.できない」
		(2) 移乗において一部介助又は全介助を必要とする者	2-1"移乗"「3.一部介助」又は4.全介助
		(3) 生活環境において段差の解消が必要と認められる者	※該当する基本調査結果なしのため下記参照
6	自動排泄処理装置	● 次のいずれにも該当する者	
		(1) 排便において全介助を必要とする者	2-6"排便"「4.全介助」
		(2) 移乗において全介助を必要とする者	2-1"移乗"「4.全介助」

※No.1の(2)、No.5の(3)については、該当する認定調査項目がないため、主治の医師から得た情報及び福祉用具専門相談員等が参加するサービス担当者会議等を通じた適切なケアマネジメントによりケアマネジャーが判断します。